

# 体操伝習所と操櫓術

古城庸夫\*

## 要約

日本で初めて行われたボートレースの対校競漕は明治16年、東京大学が体操伝習所に競漕を申し込み回航レースを行ったことだといわれている。また結果として東京大学は体操伝習所に全戦全敗したといわれているが、その敗因として体操伝習所が使用した艇が新艇であったのに対して、東京大学の使用した艇は外国の捕鯨船から譲り受けた中古の艇であったからだといわれている。

坪井玄道および田中盛業による戸外遊戯法一名戸外運動法の中の操櫓術の内容から原書の発見を試みた結果、使用された原書を発見できたことから操櫓術の中の競漕規則が、明治20年に東京大学が行った第一回競漕大会の競漕規則に大きな影響を与えたのではないかという、新しい発見がもたらされたといえるだろう。

キーワード：操櫓術、ボートレース、競漕規則、端艇

## 1. はじめに

ボート百年<sup>(1)</sup>によれば、日本で一番最初にボートらしいボートを造ったのは教大<sup>(2)</sup>（東京師範学校付属体操伝習所<sup>(3)</sup>）であるが、茗溪、昌平二艇のギグ（gig, カッターを細く小形にしたもの）は、どうして、どこで造られたか記録はないが、（茗溪会誌、明治16年6月刊）「東京師範学校（高師一文理大一教大）においては茗淵今の神田川に二艘端艇を繋ぎ、土曜、日曜などは、之を生徒に貸与し、隅田川に出て、行舟術をなさしめ（後略）」とある。

また日本最初の対校レースは明治16年東京大学が体操伝習所（現筑波大学）にレースを挑戦し、竹屋の渡し、言問い間で数回の回航レースをした。これが我が国の対校競漕の始まりであった。結果は東京師範学校体操伝習所側の全勝となり、武田

千代三郎（東京大学漕手）はその著「理論実験競技運動」に、「どうしたわけであったか、此の日、数回のレースは皆師範方の勝利に帰して、大学側は連戦連敗してスゴスゴ引き上げた」と記されているが、実は勝負の帰趨は明らかではなく、教大側は極めて小型の新造四挺立てギグで、東大側は外国の捕鯨船の艇の古であったから、選手層を誇っていた東大も連敗したのである、と書かれている。

しかし東京大学漕艇部百年史上巻<sup>(4)</sup>では、明治17年（1884）に東京大学を卒業したボート部員の山口鋭之助氏の談話として、明治15年ごろ私たちはよく御茶ノ水付近を漕ぎまわったもので、付近にあった高等師範の学生達がボートの操縦を知らず困っているのをふざけたものだ、と語っていることからみても、神田川や隅田川で十分な練習を積み、こののち日本の学生スポーツの中でも花形種目となっていくボート競技の先駆者となる東京大学漕艇部の敗因の主な理由が捕鯨船の中古の艇だったからだという理由だけだったとは考えにくいのではないだろうか。

2011年11月16日受付

\* 江戸川大学 スポーツビジネス研究所准教授 コーチ学、スポーツ近代史

またたとえ敗因の一つが中古の艇だったとしても、明治11年(1878)に設立を見た体操伝習所がどのようなボートの練習を行い、東京大学の学生達との対校競漕に勝利することが出来たのかは明らかにされていない。

そこで本研究では、体操伝習所で行われていた、ボートに関する指導内容を明らかにすることと、その後の日本のボート競技界に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

## 1. 体操伝習所の設立と既存資料の検証

茗溪体育80年<sup>(5)</sup>によれば、日本政府の招聘を受けてアメリカから来日したD.モルレー(David Murray)は明治6年6月から明治11年12月まで文部省の学監として学生や教育令の制定など教育界全体の発展に尽力した。またモルレーは体操奨励の目的で、東京大学、東京師範学校、東京女子師範学校などの直轄学校で体操を振興する方針を明治10年に決めている。

しかし当時の日本では体操を重視していたと思われる東京師範学校でさえ、兵隊練習に用いられている方法を教えている程度であったといわれており、そのため文部省は体操教育が十分でないことを認め、体操教育にふさわしい人材を外国に求めていったと思われる。この文部省の計画に参加した官僚の一人であった田中不二麿(1845-1909)が、明治4年(1871)の岩倉具視一行の欧米視察団に同行した時に、アメリカのアマースト大学で体操を視察したのではないかと考えられることや、明治8年(1875)にアメリカ百周年記念におけるフィラデルフィア博覧会を視察した際に一時帰国中であった学監モルレーとアマースト大学での体操視察を行っていたことが、のちに日本で学校体育の父と呼ばれ体操とフットボール、クリケット、クロッカー、ベースボール、トロッコ、ボートなどを伝えたといわれる<sup>(6)</sup>リーランド博士(Dr. George A. Leland)の招聘につながったと考えられる。

やがて明治11年(1878)9月6日に横浜に上陸したリーランド博士は、文部省が体操取調掛に

任命した伊沢修二(1851-1917)と協力して、体操伝習所での具体的な体操の普及方法の策定に取り掛かったと思われる。

明治12年4月(1879)に第一回の伝習生が入学したが、明治12年度から明治15年(1882)までのカリキュラムを見ると、体操術や英学、数学等の内容は見られたが、具体的にボートを漕ぐといった授業内容は見られなかった。

しかし明治17年(1884)のカリキュラムの中に、戸外運動として漕櫓術という項目と端船操櫓法という項目を見出すことが出来た。また短艇部の歴史の項目には、短艇部沿革略史には茗溪、昌平という二艇が(常に墨江に遊戩して雄を高等学校、高等商業学校と争い、三校鼎立して以て江上の覇権を振るいたり)との記載が発見できた。またこの2艇は山川校長が明治15年に(校風発揚の一策としてこの二艇を製造せられた)といわれ、東京大学が競漕を申し込んだが相手にならなかったといわれたとの記述も発見できたことから、この時に製造された艇が、明治16年体操伝習所(現筑波大学)が東京大学との初めてののにレースに使用した艇であると考えられる。

またこの2艇が、明治15年に石川島造船所で製造されたものとするれば、上記の山口氏の発言にある、明治15年ごろ私たちはよく御茶ノ水付近を漕ぎまわったもので、付近にあった高等師範の学生達がボートの操縦を知らず困っているのをふざけたものだ。との発言からいまだにオールを使った艇の操船技術などに習熟していない時期であったのではないかという推察との関連も年代的に十分認められる。

## 2. 新しい資料の発見

明治12年(1879)6月リーランド博士の通訳兼助手として体操伝習所に迎えられた坪井玄道(1852-1922)<sup>(8)</sup>は、リーランド博士の帰国後の明治18年(1885)4月に体操伝習所の第一回目の卒業生で後に体操伝習所の教員となる田中盛業と協力して編纂し、のちに日本初のスポーツのルールブックと称される(戸外遊戯法一名戸外運動

法)<sup>9)</sup>を発売した。

その凡例の初めに（本書は現に欧米諸邦に行はるる遊戯法の諸書に基き側ら吾輩平素の親しく得るところの経験に徴し）と記されており欧米の体育の指導書を翻訳したことが述べられている。目次の第1に書かれている遊戯と思われる（鹿ヤ、鹿ヤ）などのほかに、第17、フートボール、第18、クロッカー、第19、ローンテニス、第20、ベースボール、と紹介されているが中でも注目されるのは第21に書かれた操櫓術である。

本来日本では和船に使用する櫓という道具は、船尾に一本だけ備えられている場合が多くボートのように艇の両舷に一点を固定して漕ぐ道具とは明らかに異なるものであり、櫓が水中で断面を左右に動かして推進力を得ているのに対して、オールは先端を人力で前後に動かして推進力を得る点で異なる道具である。

しかし操櫓術の本文を詳細に検討すると、

『漕手の船中における位置 漕手は各自舷に面して横板（腰掛）上に坐して首を前後あるいは左右に傾け又は肩を縮むることなく上体の位置をまったく自然に任すべし（中略）』<sup>10)</sup>。

文中ではオールを操るものを、今日と同じく漕手と表現しているが、（こぎて）なのか（そうしゅ）

なのかは判断できなかったが、腰掛である横板上に坐して上体を前後に動かすという動作は、明治期から昭和初期まで続いた固定席艇<sup>11)</sup>における漕ぎの動作を説明していると考えられる。また（こぎて）（そうしゅ）という言葉も現代でも使われることも多いことから、操櫓術の中で読み方が書かれていないことが併用する事態を生んだとも考えられる。

第四十図に描かれているのは、六人漕ぎ固定席艇（フィックス艇）とバウ（左が進行報告で一番左のポジションの状態の動きと、以下二番手、三番手、四番手、五番手、ストローク（整調）、コックス（舵手）のキャッチ<sup>12)</sup>の状態である。また下部には櫓と違いオールの各名称が書れていることから、操櫓術がボートの技術的指導書であることが確認できた。

しかしボート百年によれば、体操伝習所が使用した艇は教大側は小型の新造四挺立てギグであったと述べられているが、第四十図では舵つき六人漕ぎ固定席艇とおもわれるが、どちらの艇なのかは確認できなかった。

これまでは筆者所蔵の文献（谷口政徳、技芸百科全集第三編、博文館、明治22年（1889）が漕艇競技の一番古い指導書だと考えられていたが、戸外遊戯法の発見により、日本語でのボート競技や各種遊戯、スポーツの指導書が他に発見されていないことから、少なくとも日本で初めて書かれた日本語のボート競技の指導書であるといえるだろう。



図1 戸外遊戯法一名戸外運動法  
坪井玄道 田中盛業編纂  
古城蔵 明治18年4月出版

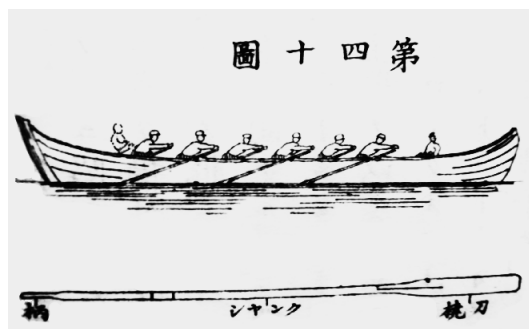


図2 第四十図  
フィックス艇の漕手の動き オールの名称

### 3. 操櫓術の原書の発見

教育・東京高等師範学校創立四十年記念号<sup>(14)</sup>の中で、坪井玄道はボートの漕ぎ方を学生に教えたことと述べられているが、彼が（戸外遊戯法一名戸外運動法）の凡例の中で述べているように、未だ当時の日本においてボート競技で使用されるオールの的確な日本語が定まっていなかった時代に、戸外遊戯法一名戸外運動法に翻訳された原書が発見されれば、その後の日本漕艇界に与えた影響を少なからず明らかにすることが出来るのではないかと考え原書の特定を試みた。

茗溪体育八十年の中で明治17年のカリキュラムの項目に表2として教科用図書配当表があり、体操の学科中操櫓法に使用された教科書は図書の名前はなくワルドック出版と書かれていたがそれ以上の記述は発見できなかった。

書名が判明しない以上、原書の発見は困難と考えられたが、昭和60年（1985）3月1日に日本漕艇協会から復刻された日本漕艇協会の機関誌『漕艇』の第5号昭和33年11月25日発行<sup>(15)</sup>のなかに、ボート界で通称（琵琶湖の大鯨）と呼ばれた大国寿吉（1885-1949、旧制第三高等学校、京都大学ボート部）が、京都大学卒業後大阪商船に入社し、世界各地でボート競技関係の本を買って求めたり、英国ロンドンの新聞に公告をだし、ボート競技に関する古い文献を求めたと書かれていた。

また大国寿吉の死後わが国で唯一と思われるボート関係の蔵書の散逸を恐れた関係者の努力で、それらの蔵書は大国先生遺愛文庫として京都大学の図書館に寄贈されたことが分かった。なおその膨大な大国先生遺愛文庫のリストが「漕艇」の中に掲載されていたことから、海外で発行されたボート競技の指導書を翻訳して発行されたという（戸外遊戯法一名戸外運動法）の原書が含まれている可能性が考えられた。

そこで書名が判明していないことから、（戸外遊戯法一名戸外運動法）の発行された明治18年（1885）以前に発行された書籍を大国先生遺愛文庫のリストから調査した結果、1870年に発行さ

れた（Oxford and Cambridge Boat Race）から1934年発行の（Chats on rowing）までの67冊のなかで、以下の4冊が該当することが判明した。

1. Oxford and Cambridge Boat Race  
著者 W. F. Macmichard 1870年（明治2年）
2. Boat Racing or the art of…  
著者 E. D. Brickwood 1876年（明治9年）
3. Rowing, Punting and Punts  
著者 D. H. Mclean 1878年（明治11年）
4. Record of the Univ. Boat Race  
著者 G. G. T. Freherne 1883年（明治16年）

したがって上記の4冊を京都大学図書館から現物貸借し、その内容を（戸外遊戯法一名戸外運動法）と比較検討を行った。また先述の復刻版漕艇の中には関東でボート競技関係の著作も多い宮本昌常（1884-1952、海城中学、早稲田大学ボート部、やまと新聞）の、

「畏友大国寿吉君はスポーツ界の先覚者故武田千代三郎先生<sup>(16)</sup>の指導を受けられ、スポーツ文献蒐集に、スポーツ史とスポーツ規則の研究に（主として漕艇に限られてはいるが）第一人者である」

との記述を発見したことから、特に上記の4冊の中から漕艇競技の規則について書かれている箇所を比較検討した。

その結果、ボートレースを行うときに必要となるボートレースの規則が、（戸外遊戯法一名戸外遊戯法）の中に競漕規則として第1条から第18条まで記載されており、そのようなルールが記載されていたのは2.『Boat Racing or the art of…』著者 E. D. Brickwood 1876年（明治9年）であり正確な書名は『Boat Racing; or, the Arts of Rowing and Training』であり、著者は Edwin Dampier Brickwood であることが判明した。また大国寿吉の蔵書印も確認できたので大国先生遺



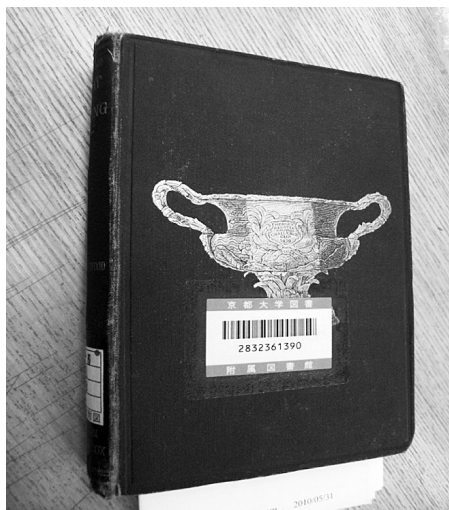


図3 大国先生遺愛文庫『Boat Racing; or, the Arts of Rowing and Training』, 著者 Edwin Dampier Brickwood 京都大学図書館蔵

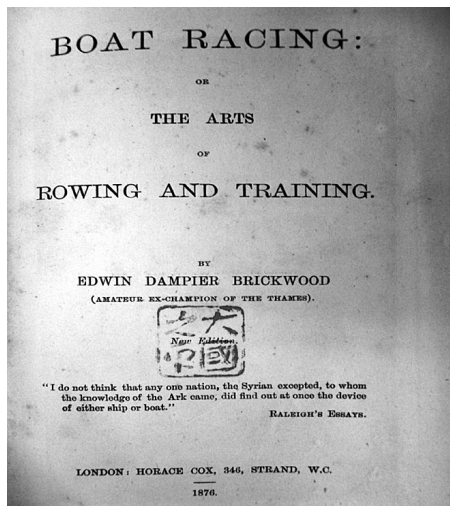


図4 『Boat Racing; or, the Arts of Rowing and Training』, 著者 Edwin Dampier Brickwood

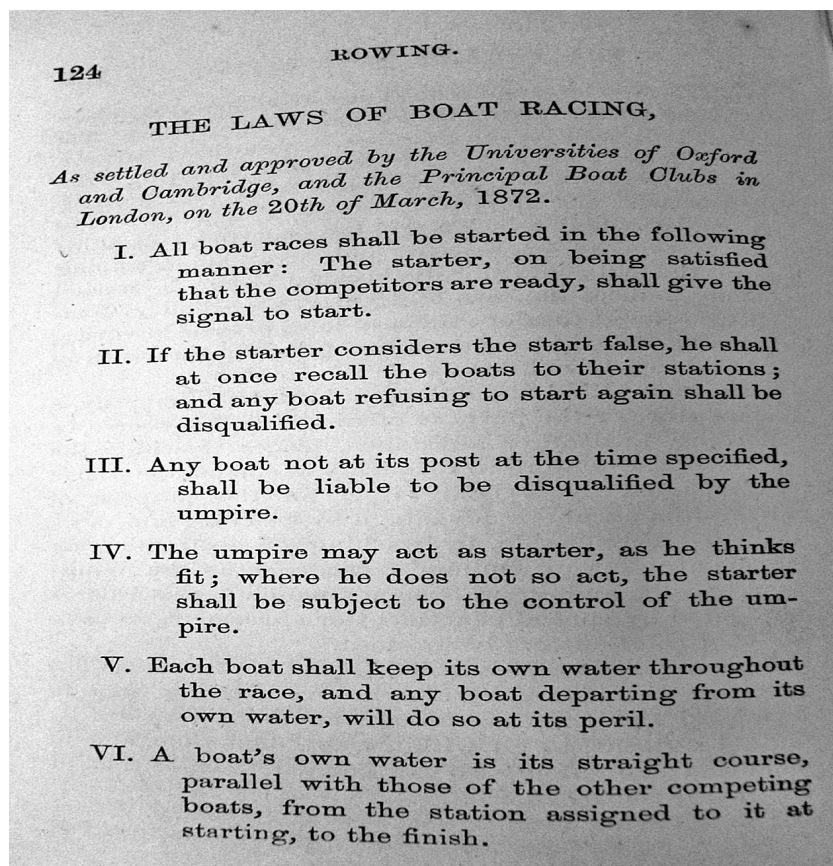


図5 THE LAWS OF BOAT RACING 124 ページ

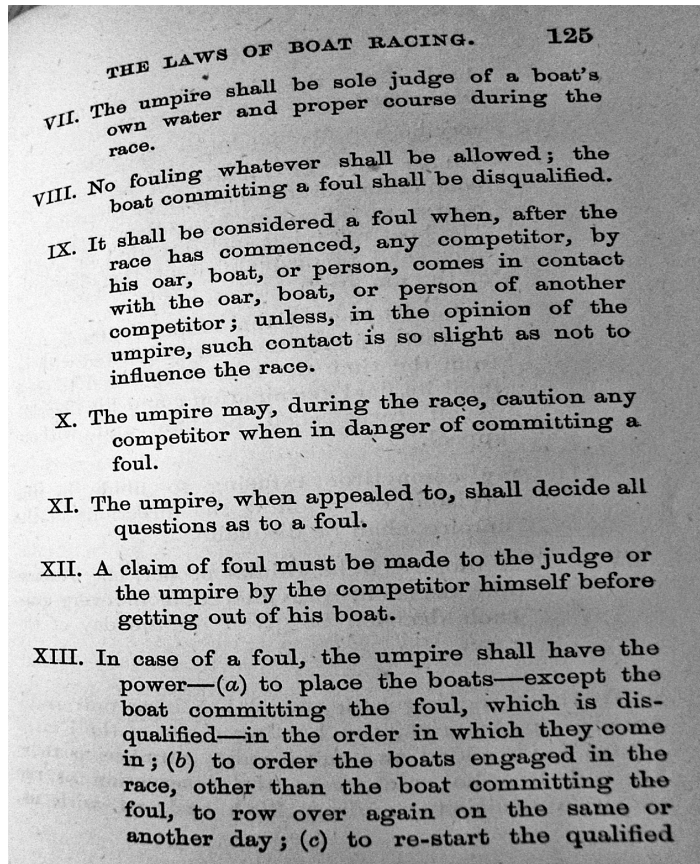


図6 THE LAWS OF BOAT RACING 125 ページ

愛文庫の1冊であることも判明した。

しかしこの原書の中には、ワルドロック出版との名前は発見できなかったため誤記ではないかと思われるが、イギリスのロンドンで発行されたことが判明した。また124ページから記載された競漕規則は126ページまでの第1条から第18条までが確認できたので、坪井玄道と田中盛業による翻訳と比較してみたい。とくに坪井玄道はリーランドの通訳から実技に通じて指導者になったとおわれているが、実際にボートを漕いだことのない坪井が明治初期のボート競技の的確な日本語が生まれていない時代に翻訳したことは大変な努力を要したことと思われる。

『戸外遊戯法一名戸外運動法』著者平仮名に変更 P 109

#### 競漕規則

- 第1条 すべて競漕船は次の方法によりて発船すべし即ち発船者は競船の準備せしを見て出立の合図をあた与ふべし（用意、用意一、二、三、始め）
- 第2条 発船者は発船を不相当と認むるときは該船を旧位に呼び戻すべし而して各船再び出立するを嫌うことを得ず若し其命に背くものは競漕の権を失うものとす
- 第3条 何れの船と雖も出立の定時に於いて適当の場所に在らざる時は判者はこれを除去することを得
- 第4条 判者は自ら発船者となることを得もし別に発船者あるときは全て判者の支配に属するものとす
- 第5条 競漕中各船は自己の水路を保守すべし若





ふ事を許さずまたそのようなる扶助を受けたる船は判者の見込みを以て不適當となすべし

第16条 判者は競漕並びに競漕より生ずるすべての事件を裁判するの権あり故に競漕の始終は判者の命に従はざるべからず而して判者の命を以て終審とす

第17条 判者の命に服従することを忍び得ざる競漕者は不適當のものとして之を除くべし

第18条 判者はその正否を決定する場合に於いてその日の終わりまで之が裁判を猶予するの権あり

以上第1条から第18条までの、日本語の競漕規則を詳細に検討した結果、まさに坪井玄道と田中盛業が戸外遊戯法一名戸外運動法の操櫓術のために使用した原書であると特定できた。したがって体操伝習所が明治15年当時はまだ漕ぎ方に習熟していなかったが、リーランド博士と坪井玄道によりこの原書で漕艇術の習得に励んだ結果が、日本初の東京大学との回航レースで勝利した原因の一つであると考えられる。

またこの時の体操伝習所の勝利は創立60年東京文理科大学・東京高等師範学校<sup>(17)</sup>では、都下の他学校に刺激を与え新艇の建造を見るに至ったと書かれており、まさにこのレースが契機となり隅田川におけるボート競技の隆盛を呼んだと考えられる。

またなぜアメリカ人のリーランド博士が、イギリスのボート競技を教育の中に取り込んだのかという理由や、この指導書が選ばれた理由までは解明できなかったが、日本の学生たちがイギリスの本格的漕艇術の本からボート競技を学んでいったことが競漕規則のみならずジェントルマン的思考をも合わせて学んだ結果が、日本のボート競技の関係者により紳士的な人間であれとの思考が普及していったのではないかと考えられる。

#### 4. 戸外遊戯法一名戸外遊戯法の操櫓術・競漕規則が与えた影響

ここで翻訳された競漕規則が明治20年(1887)4月に帝国大学(現東京大学)が日本で初めて行なった第1回競漕大会のために制定された競漕規則に影響を与えたのではないかと考えられる。

表 操櫓術競漕規則と帝国大学第一回競漕大会の競漕規則比較

	操櫓術 競漕規則 明治18年		帝国大学 競漕規則 明治20年
第1条	すべて競漕船は次の方法によりて発船すべし即ち発船者は競船の準備せしを見て出立の合図をあたふべし(用意、用意一、二、三、始め)	第1条	発艇の号令は左のごとく之を定む。発艇者競艇の整列する、を待ちてまず用意の令を下し、次に砲声を以て発艇を命ずべし但し競漕者用意の令を受くるも用意まだ整はざるときは、直ちにその旨を発艇者に告げ発艇者はしばらく待ちあわせたる後再び用意の令を発すべし。この再度の令下りたる後は競漕者は如何なる理由あるも更に発艇の猶予を請願することを得ず
	<u>帝国大学が追加したものと思われる</u>	第2条 第3条 第4条 該当せず	競漕中止の判断 無断競漕中止 再競漕
第2条	発船者は発船を不適當と認むるときは該船を旧位に呼び戻すべし而して各船再び出立するを嫌うことを得ず若し其命に背くものは競漕の権を失うものとす	第5条	発艇者自ら発艇を過り、又は競漕者に不正ありと思惟する時は、直に各競艇を発艇線に呼び戻すべし。命に従わざる者は競漕の権を剥奪す



第3条	何れの船と雖も出立の定時に於いて適當の場所に在らざる時は判者はこれを除去することを 得	第6条	定時に発艇線にあらざる競漕は、審査者之を除去することを 得
第4条	判者は自ら発船者となることを得もし別に発船者あるときは全て判者の支配に属するものとす	第7条	審査者は自ら発艇者の職務を兼ねることを得、若し然らざるに於いては発艇者は万事審査者の指揮に従うべし
第5条	競漕中各船は自己の水路を保守すべし若し其の水路を外るときは其危難を受くべし	第8条	各競艇は自己の水路に従うべし。ただし他艇を妨害せずして他の水路に入るは妨げなしと雖も、もし他艇のその正路を経て追付き来たるときは之にその水路を譲るべし
第6条	各船の水路は直線にして他船の水路と並行すべし而して終始これを変ぜざるものとす	第9条	水路の中途適宜のところに浮標一個おきて此西を最西競艇の水路とす
第7条	競漕中判者は各船の水路と適當なる進行に関して唯一の判定者たるべし	第10条	競漕中各競艇の取りたる水路の正否は、審査者一人之を裁決するの権を有す
第8条	不正の所業は細大共之を許さず若し不正を行いたるものあるときは競漕より之を除去すべし	<u>該当せず</u>	帝国大学が削除したものと思われる
第9条	競漕を始めたる後は船權もしくは身体にせよ互いに触合うときは不正となす然れども判者その行為について妨害なしと認めたるときはこの限りに非ず	第11条	衝突は如何なる理由あるも之を許さず。之を犯すものは直ちに競漕の権を剥奪す
第10条	競漕中若し不正を行うの危険に瀕する者ある時は判者は先ず之に注意を加ふべし	第12条 第13条 第14条	衝突に関して
第11条	判者は不正につけて訴訟を受くる時は之を判決すべし	<u>該当せず</u>	
第12条	不正の訴訟は船中にありて競漕者自ら之を為すべし	第15条	他艇の為に妨害されたりと思惟する者は、必ず上陸前に自ら之を審査者に口訴してその裁決を受くべし
第13条	不正の場合において判者は左の權利を有するものとす 第1, 不正を犯したる船を除きて他の船をば不正を受けたる地位に復すること 第2, 不正を犯したる船を除き被害船およびその他の船をして同日または他日に於いて更に競漕を為すことを命ずること第3, 不正を犯したる船を除き他船を不正のなされたる場所より再び出立せしむこと	第16条 <u>該当せず</u>	衝突に関して
第14条	各船は自己の過失に於いて忍ぶべし	第17条	各競艇自個の過難は自ら之を忍ぶべきものとす
第15条	何れの船と雖も競漕者を扶助するか若しくは方向を指揮する目的を以て競漕に伴ふ事を許さずまたそのようなる扶助を受けたる船は判者の見込みを以て不適當となすべし	第18条 第19条 <u>該当せず</u>	再レースに関して 着順に関して 帝国大学が追加したものと思われる

第 16 条	判者は競漕並びに競漕より生ずるすべての事件を裁判するの権あり故に競漕の始終は判者の命に従はざるべからず而して判者の命を以て終審とす	第 20 条	審査者の権限は発艇より帰着に至るまで競漕一切の行為に渡り、その裁決は最終争うべからざるものとす
第 17 条	判者の命に服従することを忍び得ざる競漕者は不適當のものとして之を除くべし	第 21 条	審査者発艇者判定者の命令裁決に従わざる者は、悉く競漕の権を剥奪す
第 18 条	判者はその正否を決定する場合に於いてその日の終わりまで之が裁判を猶予するの権あり	第 22 条	審査者は必要の場合に於いては其裁決の発表を遷延することを得、但し競漕当日中に必ず発表するものとす
全 18 条		全 22 条	

これら操櫓術における 18 条の競漕規則と明治 20 年帝国大学が第一回の競漕大会に向けて制定した競漕規則<sup>(18)</sup>を比較検討した結果、まずタイトルの競漕規則が完全に一致していたことが確認できた。また帝国大学の競漕規則は 22 条であったが、第 1 条、第 5 条～第 11 条、第 15 条、第 17 条、第 20 条～第 22 条の 13 条に共通点があると考えられることから、操櫓術の競漕規則に影響を受け、参考にしたのと考えられる。

また操櫓術の中にボート競技の用語としては初出と思われる単語が確認できた。それは競漕・漕手・水路という言葉で、それは現代のボート競技の試合に関しても使用されている言葉であるため現代のボート競技界に与えた大きな影響と認められる。

また発船というスタートを表すと思われる単語は、現代のボートレースに於いては船のことを艇と呼ぶように変化してきたことから、明治 20 年の帝国大学が用いた発艇という単語に変化して使用されていると考えられる。

## 5. まとめ

以上のような既存資料の検証と新しい資料の発見により、(戸外遊戯法一名戸外運動法)の原書として使用された本は、『Boat Racing; or, the Arts of Rowing and Training』、著者 Edwin Dampier. Brickwood と認められた。

また坪井玄道と田中盛業が訳した競漕規則が、帝国大学が行った第一回の競漕大会のために制定

された競漕規則に引用もしくは、参考にされたという事実から当時のボート界に大きな影響を与えたということが認められ、その中の単語のいくつかは現代のボート競技でも使用されているということから、その影響の大きさが推測された。

なおリーランド博士がなぜ上記の本を用いて、ボート競技の教育を行ったのかということについては、今後の研究を俟たなければならないが、北海道大学の大櫃敬史氏の発表した論文<sup>(19)</sup>(坪井玄道の米国体育視察・1902 年 5 月～6 月)副題わが国近代意体育の更なるアイデアを求める旅の中でリーランド博士が述べた言葉として、明治 4 年(1872)にリーランド博士は、大学 10 テームが参加したスプリングフィールドのコネティカット川ボートレースで見せたアマースト体育教育法の素晴らしさについて以下の様に述べた。

全てのテームの中で、アマーストの男子学生たちは、全般的に最高の成長を見せてレースに優勝し、システム化した体育教育の勝利を宣言した。と述べている。

このことからリーランド博士が体操伝習所でボート競技の指導を行った理由が、リーランド博士がアマースト大学のボート部選手もしくは関係者だったのではないかと推察が出来ると考えられる。

また日本の近代スポーツの中で、陸上競技とボート競技の父といわれる F. W. ストレンジ (Frederick Williams Strange 1853-1889) が明治 16 年(1883)に発行した(アウト ドア ゲームス Outdoor Games)の中にボート競技関連の記述がなかったことは、坪井玄道と田中盛業が発行の

準備を行っていた戸外遊戯法一名戸外運動法の中にある操櫓術に何らかの配慮が行われたためではないかと考えられるが、詳細は今後の研究を待たなければならない。

## 《注》

- (1) 宮田勝善『ボート百年』時事通信社, 昭和41年(1966), pp.98, 99.
- (2) 東京教育大学(現筑波大学)は学校名の変更が多いため,年代順に整理した。明治5年(1872)師範学校—明治6年(1873)東京師範学校—明治19年(1886)高等師範学校—明治35年(1902)東京高等師範学校—昭和4年(1929)東京文理科大学—昭和24年(1949)東京教育大学。
- (3) 明治11年(1878)体操伝習所—明治18年(1885)東京師範学校付属対象伝習所—明治19年(1886)東京師範学校付属対象伝習所の廃止(東京師範学校へ体操専修科設置)。
- (4) 東京帝国大学漕艇部『東京大学漕艇部百年史上巻』, 昭和11年(1936), p.7.
- (5) 東京高等師範学校体育科創設80年記念行事準備委員会『茗溪体育80年』, 平成7年(1995) pp.3, 12, 13, 23, 170.
- (6) 図書文化社『東京教育大学百年史』, 昭和53年(1975), p.693.
- (7) 学監とは旧制度で,学長や学校長の命を受け学務を執り,学生を監督する職員のこと。
- (8) 短艇部は当時の表記で他に端艇なども見られる。ボート競技のボートを表す時に海軍が当初端艇と称していたことから,短艇と称したと思われる。
- (9) 中津攸子『坪井玄道』,千葉印刷所,平成10年(1998), p.24
- (10) 坪井玄道,田中盛業『戸外遊戯法一名戸外運動法』,明治18年(1885), pp.95, 104.
- (11) 本文はカタカナ使いを平仮名に改めた。
- (12) 固定席艇はシートが動かないことで,上体のみでオールを漕ぐことからフィックス艇という。
- (13) キャッチとは先端部分のブレード(広いところ)を入水し,水をつかみ,漕ぎ始めようとするところである。
- (14) 茗溪会『教育・東京高等師範学校創立四十年記念号』明治44年(1911), p.59.
- (15) 日本漕艇協会『復刻・漕艇』,昭和60年(1985), pp.288, 289, 290.
- (16) 武田千代三郎(1867-1932),東京大学第一回ボートレースの優勝者,内務官僚,スポーツ指導者,県知事を歴任,大阪市立商業学校校長,駅伝の命名者。
- (17) 東京文理科大学『創立60年』東京文理科大学・東京高等師範学校,昭和6年(1931), p.87.
- (18) 東京大学漕艇部『東京大学漕艇部百年史・上巻』

昭和62年(1987), p.31.

- (19) 大櫃敬史(2000.12)『坪井玄道の米国体育視察(1902年5月~6月):わが国近代体育の更なるアイデアを求める旅』,北海道大学大学院教育学研究科紀要,82:183.197, p.191.

## 《参考文献》

- 加藤橋夫訳『体育の世界史』(ベースボール・マガジン社,1976年)
- 加藤橋夫・田中鎮雄訳『近代イギリス体育史』(ベースボール・マガジン社,1973年)
- 松村高夫・山内文明訳『英国スポーツの文化』(同文館出版社株式会社,1995年)
- 今村嘉雄・石井トミ『ライス・世界体育史』(不昧堂書店,1968年)
- 今村嘉雄『西洋体育史』(日本体育社,1953年)
- 浅見俊雄・宮下充正・渡辺融編『現代体育・スポーツ体系』(株式会社講談社,1984年)
- 古城庸夫『コーチ学入門』(江戸川大学スポーツビジネス研究所,2005年)
- 古城庸夫『ボート競技の歴史年表』(江戸川大学スポーツビジネス研究所,2000年)
- 古城庸夫『日本におけるボート競技の起源についての考察』(江戸川大学紀要第19号,2009年)
- 川崎晴朗『築地外国人居留地』(雄松堂出版,2002年)
- 木村毅『日本スポーツ文化史』(ベースボール・マガジン社,1981年)
- 菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』(九州大学出版会,1988年)
- 久保勘三郎『東京帝国大学漕艇部五十年史』(東京帝国大学漕艇部,1936年)
- 宮田勝善『改定新版 ボート百年』(時事通信社,1976年)
- 半藤一利編『東京大学漕艇部百年史』(東京大学淡青会,1992年)
- 四神会『一橋ボート百年の歩み』(四神会,1983年)
- 稲門艇友会『漕艇部の百年 早稲田ボート文化史』(100年史編纂委員会,2002年)
- 東京外語艇友会『外語ボート100年』(東京外語艇友会,2001年)
- 三田漕艇倶楽部『百年のあゆみ』(慶応義塾体育会端艇部,1980年)
- 東北大学漕艇部百周年史部会『東北大学漕艇部百年史』(東北大学漕艇部百周年記念事業会,2003年)
- 京都大学体育会端艇部『京都大学端艇部百年史』(京都大学体育会端艇部,2000年)
- 日本大学ボート部『力漕百年』(日本大学体育会ボート部,2005年)
- 東京経済大学葵水会『100年史』(東京経済大学葵水会,2004年)
- 蔵前漕艇倶楽部『東京工業大学端艇部100年史』(蔵前漕艇倶楽部,2001年)



明治大学大学端艇部編『明治大学体育会端艇部百年史』  
(明治大学端艇部実行委員会, 2004年)

同志社艇友会『同志社ローイング100年』(同志社艇  
友会, 1991年)